

第5回 苜田町財政健全化検討会議 議事録

日時：平成29年2月10日（金） 09：30～12：00

場所：三原文化会館 1階 大ホール

【次第】

- 1 開会
- 2 報告：第4回検討会議の議題
- 3 議題1：歳入増の可能性
- 4 連絡：第6回検討会議について、開催日程の確認
- 5 議題2：苜田町財政健全化検討会議・報告書（素案）など【これ以降非公開】
- 6 議題5：終了

【委員】

	氏名	所属	出欠
委員 (座長)	谷口 博文	九州大学 学術研究・産学官連携本部 教授	○
委員	南 博	北九州市立大学 地域戦略研究所 教授	○
委員	後藤 和孝	福岡県 企画・地域振興部 市町村支援課長	×
(代理)	久芳 広規	福岡県 企画・地域振興部 市町村支援課 課長補佐	○
委員	酒井 了	福岡県 建築都市部 都市計画課長	○
委員	伊庭 良知	一般社団法人 国土政策研究会 理事	×
委員	橋詰 拓	株式会社福岡銀行 公務金融法人部 公務室 主任調査役	○

1：省略

2 報告：第4回検討会議の議題

委員

北九州、苜田にはこのような広域連携はあるのか。

委員

今はまだ県としてはこの地域では勉強会を実施していないが、地域で意向があれば場の設定をぜひやっていきたい。平成28年度に行なった勉強会は、来年度は徐々に地域の自律型で発展的に継続する、ということになりつつある。

委員

糸島が入っている広域連携はないが、実際の都市生活からいうと、一体となっている所は他にもあるのではないか。ここでは自治体領域で線引きがなされているが、生活感を持った領域では異なる線が引けるのではないか。そのような意味合いで、どのあたりにどのような一体的なニーズが高いかなど、県の方での戦略や方針はあるか。こういう場所でやりたいとか、こういう連携を目指したい、など。

委員

そもそも、基礎自治体同士の連携が強いところがないと、県として場の設定もしにくい。例えば、久留米広域連携圏域では、連携中枢都市圏というベースになるものがあつた。福岡都市圏南部圏域においては、福岡市から春日市や大野城市にかけて、西鉄の天神大牟田線の連続立体交差事業を推進中で連携する要素がある。

事務局（苅田町）

施設の提携・利用の関係では、行橋市、みやこ町、苅田町の3つで勉強会は開催しているが、料金や施設の維持関係の問題などのなかなか議論が前に進まない状況である。苅田町住民の税で造った施設を他の自治体の住民が使うのはどうなのかという考えが根強く残っている。そのあたりの解消方法が難しいと感じている。

委員

先行して勉強会を行っている自治体をみても、市内市外で料金の統一化の方針ができていくかという点必ずしもそこまで至っていない。しかし、市町村の作る公共施設等総合管理計画や立地適正化計画に広域で連携していく方針を明記するなど、だんだん前に進んでいる状況はある。

3 議題1：歳入増の可能性

委員

25頁の町民税の状況については、全国の動向にある標準税率以外の設定の自治体は特異なケースだと考える。基本的に、福岡県内では同じ税率設定になっている。33頁の固定資産税も同様で、不交付団体が税率を上げているところがあるのかどうか。標準税率以外の設定する自治体が不交付団体に存在するのか確認する必要があると考える。愛知県より西の不交付団体については、標準税率の設定だと認識している。苅田町は不交付団体で、余程過剰な支出をせずに標準的な支出であれば、町政は基準財政収入額で補えるはずだと考える。その上で、税率を上げたり新たな税導入をすることには違和感があり、反対の立場を表明したい。苅田町が不交付団体になった契機は、昭和50年に日産ができた頃だと思う。これまで国、県一体となって苅田町に対する企業誘致を行ってきたが、税を上げることで

企業誘致が進めにくくなったり企業が設備投資を控えるなどの可能性があるのではないかと。それも含め、この報告書で税のことを提言することには反対の立場を表明する。

委員

11 頁について、町民税の特別徴収の拡大とあるが、今も普通徴収は残っているのか。

事務局（荇田町）

平成 29 年から福岡県の指導で県下一斉指定を受けている。28 年度特別徴収は全体の 55% である。29 年度は 65% に上昇しており、残りの 35% のほぼ大部分は特別徴収の対象にならないものである。

委員

16 頁の税以外の収入確保の方針について、税の収納率向上の所では差し押さえについて言及しているが、税外収入、使用料手数料などにも、場合によっては差し押さえがありうるのではと思う。そのあたりの記述についてはどう考えるのか。また、差し押さえざるを得なかったものは、近年インターネットを使った競売などあるが、荇田町でそのような工夫が十分になされているか検討の余地があると思う。差し押さえることが目的ではなく、それを歳入につなげていくことが重要だと考える。

事務局（荇田町）

差し押さえることが目的ではなく、換価をして初めて町の収入になる。差し押さえたものはインターネットで競売をしている。広域で、県や市町村と合同購買会も行っている。職員数に限りもあるため、うちの規模ではよくやっているほうだと考える。

委員

給食費は公金扱いか。また滞納はあるのか。

事務局（荇田町）

公金扱いである。滞納はある。すべての収入の中で滞納はあり、給食費もそのひとつである。努力を行い、担当職員が訪問し徴収にあたるなどしている。そのため、近年収納率はあがっている状況である。

委員

9 頁について、確かに収納率は上がっているという印象であるが、ここでは町村の中での順位ということであるから、市まで含めると平均より下回るという現状があると思う。14 頁の各種手数料について、水道、下水道などその料金の適正化など、合わせて取り組むと

よいと考える。また、ゴミ袋の有料化はぜひ行うべきだと思う。平成 27 年の審議会では、ゴミ袋の有料化についての答申も出されていると思う。増税や新税導入よりも受益者負担の適正化を優先すべきだと思う。

委員

16 頁のふるさと納税の増加策の検討について、ここで方針としてふるさと納税による歳入増の検討を掲げること自体には異論はない。ふるさと納税の制度自体に意見することもない。しかし一方で、制度の趣旨を勘案して、地方の不交付団体におけるふるさと納税の減税の扱いについては、似た立場の自治体と連携して国に対して提言するという姿勢も見せていくのがよいのではないか。町民に対してもなんらかのメッセージを発信することになる。

委員

11 頁について、滞納債権の回収処理は一元化しているのか。

事務局（荻田町）

債権自体は原課が担当している。債権回収促進担当係は、その中で困難な事案のみを委員会を通して引き受けるという形で行っている。

委員

38 頁の都市計画税の使いみちについては、都市計画に定めていないものには税は使えない。道路、公園、下水道は可能として、教育文化施設や医療・社会福祉施設など通常定められていないものもある。それをどうするかという問題がある。また、都市計画税は目的税であるから、都市計画事業は都市計画税をかける市街地で行うというメリハリを町の中でつけることが必須である。

事務局（荻田町）

税の導入や税率変更については慎重に考えるべきだとのことであったが、荻田町が都市計画税を導入していないことについてはどのように捉えられるか。

委員

都市計画税自体については、市町村の裁量である。県の立場からどうこういう立場ではないが、都市計画事業を行っている団体で、その 7 割が税を導入しているという状況も勘案すると、一つの選択肢ではあると思う。導入をするのであれば、都市計画事業を実施する市街地とその他にメリハリをつけ、しかも毎年少しずつ税率をあげる激変緩和措置をとるなどの工夫も含めて丁寧な説明をしたうえで合意形成をする必要があろう。

委員

2頁について、税を対象とする場合、税率見直しと新税導入のような制度の見直しだけではない。課税ベースを広げるなど、税収全体を増やすための努力はもっと幅広く捉えた方がよいのではないか。

4 連絡：第6回検討会議について、開催日程の確認

(省略)

5 議題2：苅田町財政健全化検討会議・報告書（素案）など【ここから非公開】